

吹田市立市民ギャラリー一条例施行規則新旧対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定期間)</p> <p>第19条 指定管理者の指定の期間は、<u>3年</u>とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後<u>2年</u>を経過した日以後における最初の3月31日までとする。</p>	<p>(指定期間)</p> <p>第19条 指定管理者の指定の期間は、<u>5年</u>とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後<u>4年</u>を経過した日以後における最初の3月31日までとする。</p>